

国立大学法人佐賀大学工事契約関連要領

国立大学法人佐賀大学工事契約関連要領

(趣旨)

第1条 佐賀大学における施設整備事業に伴う、工事契約関連事務については、国立大学法人佐賀大会計規則（平成16年4月1日制定）その他の規程・規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

(競争加入者心得)

第2条 施設整備事業実施のための契約事務執行の適正化を図るため、本要領の運用においては、別に定める競争加入者心得について（国立大学法人佐賀大学長裁定平成16年4月1日）を適用するものとする。

(消費税の改正等に係る入札・契約等の取扱い)

第3条 消費税の税率の改正及び地方消費税の導入に伴う入札・契約等の取扱いについては、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う文教施設整備に係る入札・契約等の取扱いについて（大臣官房文教施設企画・防災部長通知 30文科施第563号 平成31年3月28日）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「会計法令」及び「予算決算及び会計令」をそれぞれ「国立大学法人佐賀大会計規則等」と読替えるものとする。

(工事における入札及び契約の過程、内容等に関する情報公表)

第4条 工事における入札及び契約の過程、内容等に関する情報の公表については、工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について（文教施設企画部長会計課長通知 19文科施第223号 平成19年9月19日）及び設計・コンサルティング業務における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について（文教施設企画部長・会計課長通知 19文科施第224号 平成19年9月19日）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「会計法」及び「予算決算及び会計令」をそれぞれ「国立大学法人佐賀大会計規則等」、「契約担当官等」を「契約担当職員」並びに「官職」を「役職」と読替えるものとする。

(建設資材の価格変動等に伴う契約の変更)

第5条 建設資材の価格変動に伴う契約の変更については、建設資材の価格変動に伴う工

事請負契約の変更について（管理局長会計課長通知文管約第145号昭和55年3月29日）の規定、及び必要の都度通達される、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に関する規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「契約担当官等」を「契約担当職員」と読替えるものとする。

（契約監視委員会の設置等）

第6条 建設工事の発注に伴う入札の適正を期するため、公正入札調査委員会の設置については、別に定めるものとする。

（工事関係保険）

第7条 契約担当職員が工事請負契約を締結するとき、受注者に工事目的物、工事材料又は貸与品について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害を保険によって補填するために火災保険、建設工事保険等の付保を求めるときの取り扱いについては、工事関係保険について（文教施設部長通知文施指第49号平成12年3月31日）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「契約担当官等」を「契約担当職員」と読替えるものとする。

（工事名称の表示について）

第8条 施設整備事業実施のための工事の内容を適切かつ簡明に表示することにより事務処理の円滑な実施を図るため、工事名称の表示方法については、工事名称の表示について（監理室長通知4施指第9号平成4年2月14日）の規定を準用するものとする。

ただし、国有財産法関連の規定は適用しないものとする。

（現場説明書書式）

第9条 施設整備事業実施のための工事請負契約に係る事務処理を円滑に行うため、現場説明書の書式については、現場説明書書式の一部改正について（監理室長通知15施企第9号平成15年6月5日）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「会計法」を「国立大学法人佐賀大学会計規則」、「国庫」を「佐賀大学」、「支出負担行為担当官」を「契約担当職員」、「歳入歳出外現金出納官吏」及び「政府保管有価証券取扱主任官」をそれぞれ「会計責任者」並びに「官職」を「役職」と読替えるものとする。

（下請セーフティネット債務保証事業による工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について）

第10条 下請セーフティネット債務保証事業による工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度については、下請セーフティネット債務保証事業による工事請負代金債権の譲渡

を活用した融資制度について(文教施設企画部長・会計課長通知 20文科施第346号 平成20年11月4日)及び下請セーフティネット債務保証事業による工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度の事務取扱いについて(文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知 20施企第21号 平成20年11月4日)の規定を準用するものとする。

この場合において、同通知中、「文部科学省発注工事請負等契約規則」とあるのは「国立大学法人佐賀大学契約事務取扱細則」と、「契約担当官等」、「支出官」とあるのは「契約担当職員」と、「会計法」とあるのは「国立大学法人佐賀大会計規則等」と読替えるものとする。

附則

この要領は、平成16年4月1日から実施し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和元年10月10日から実施する。